

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会
済生会光風園訪問介護事業所運営規程
【障害福祉サービス事業】

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会（以下「事業者」という。）が開設する済生会光風園訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定居宅介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活ができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとし、その運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定居宅介護はその目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 二 自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 四 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 五 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員及び職務の内容等)

第3条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	職 務 の 内 容	職 員 数	勤務形態等
1 管理者	事業所の職員の管理及び事業の管理を一元的に行う。	1 人	常勤
2 サービス提供責任者	居宅介護計画の作成及び説明を行うほか、指定居宅介護の利用申し込み	1 人以上	常勤

	に係る調整、居宅介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定居宅介護の提供に当たる。		
3 訪問介護員等	居宅介護の提供に当たる。	2 . 5 人以上	常勤換算

(営業)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までの毎日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、サービスの提供時間は、午前7時00分から午後7時00分までとする。
- 三 連絡 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護の内容及び利用料)

第5条 指定居宅介護の内容は、次のとおりとし、指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助、通院介助、その他
 - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。
- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、1km当たり30円の自己負担
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、川俣町、福島市、伊達市とする。

(緊急時の対応)

第7条 訪問介護員等は、居宅介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第8条 事業所の管理者は、提供した指定居宅介護に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(事故時の対応)

第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町村、利用者の家族、その他関係する各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待の防止等のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第12条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営事項)

第14条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るために、次の研修の機会を設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1箇月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とするものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和5年2月1日から施行する。
2. 令和6年3月1日 一部改正

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会
済生会光風園訪問介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会指定居宅サービス事業所設置規則（以下「規則」という。）の規定に基づく指定居宅サービス事業について必要な事項を定め高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(事業の種類)

第2条 規則第2条の規定に基づく指定居宅サービス事業所の事業の種類は、訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）とする。

(運営方針)

第3条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活ができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとし、その運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

二 自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

四 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

五 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員及び職務の内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	職 務 の 内 容	職 員 数	勤務形態等
1 管理者	事業所の職員の管理及び事業の管理を一元的に行う。	1 人	常勤
2 サービス提供責任者	訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。	1 人以上	常勤
3 訪問介護員等	訪問介護の提供に当たる。	2 . 5 人以上	常勤換算

(営業)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までの毎日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、サービスの提供時間は、午前7時00分から午後7時00分までとする。
- 三 連絡 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護の内容及び利用料)

第6条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助、通院介助、その他
 - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。
- 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、1km当たり30円の自己負担
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川俣町、福島市、伊達市とする。

(緊急時の対応)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所の管理者は、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(事故時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待の防止等のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結

果について職員への周知徹底

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るために、次の研修の機会を設けるものとする。

一 採用時研修 採用後1箇月以内

二 継続研修 年1回以上

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とするものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成30年3月5日 一部変更
3. 令和5年5月29日 一部改正
4. 令和6年3月1日 一部改正

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会
済生会光風園介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所訪問型設置規則（以下「規則」という。）の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業について必要な事項を定め、その利用者の要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

(事業の種類)

第2条 規則第2条の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業サービスの事業の種類は、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所訪問型（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）とする。

(運営方針)

第3条 事業所の職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うものとし、その運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者の要支援状態の維持若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 二 自らその提供する介護予防・日常生活支援総合事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 三 介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日住生活を営むのに必要な援助を行う。
 - 四 介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 五 介護予防・日常生活支援総合事業に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 2 総合事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(職員及び職務の内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	職 務 の 内 容	職 員 数	勤務形態等
1 管理者	事業所の職員の管理及び事業の管理を一元的に行う。	1 人	常勤
2 サービス提供責任者	介護予防訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、介護予防・日常生活支援総合事業の利用申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる。	1 人以上	常勤
3 訪問介護員等	介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たる。	2 . 5 人以上	常勤換算

(営業)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までの毎日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、サービスの提供時間は、午前7時00分から午後7時00分までとする。
- 三 連絡 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護の内容及び利用料)

第6条 介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次のとおりとし、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、当該介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 一 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次のとおりとする。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、1km当たり30円の自己負担
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川俣町、福島市、伊達市とする。

(緊急時の対応)

第8条 訪問介護員等は、総合事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 事業所の管理者は、提供した介護予防・日常生活支援総合事業に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(事故時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待の防止等のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものと

する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第13条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の運営事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るために、次の研修の機会を設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後1箇月以内
- 二 継続研修 年1回以上

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の内容とするものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成30年3月5日 一部変更（総合事業）
3. 令和5年5月29日 一部改正
4. 令和6年3月1日 一部改正

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会
介護予防特定施設川俣光風園 運営規程

第 1 章 事業の目的と運営の方針

第 1 条（事業の目的）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会が開設する介護予防特定施設済生会川俣光風園（以下、「事業者」という。）が行う指定介護予防特定施設入居者介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下、「職員」という。）が、要支援状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

第 2 条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨にそって、利用者の意思及び人格を尊重し、介護予防特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行います。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第 3 条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 介護予防特定施設済生会川俣光風園
- 二 所在地 福島県伊達郡川俣町字上桜 2 3 番地の 1

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

第 4 条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1 人（常勤）

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 二 生活相談員 1 人以上（内 1 人は常勤）

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

- 三 介護職員 要支援者 1 0 名に対して 1 人（常勤換算）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- 四 看護職員（看護師もしくは准看護師） 1 人以上（内 1 人は常勤）

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

- 五 機能訓練指導員 1 人（常勤、兼務可能）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

六 計画作成担当者 1 人（常勤）

利用者の状態等を踏まえて、介護予防特定施設サービス計画の作成等を行います。

第3章 入所定員及び居室数

第5条（入所定員及び居室数）

特定施設に入所できる利用者の定員は75人、居室数は40室とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできません。

第4章 設備及び備品等

第6条（介護居室）

利用者の居室は原則2人部屋となります。心身の状態により同室者がいる状況での生活が難しい方については1人部屋を利用できます。居室の変更は入所者の同意を得て行いますが、緊急性あるいは感染症対策などの都合により、入所者の同意なしに変更する場合があります。

第7条（食堂）

事業者は、利用者の全員が利用できる食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第8条（浴室）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

第9条（便所）

事業者は、各棟に便所を設けます。

第10条（機能訓練室）

事業者は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条（介護予防特定施設入居者生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行います。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 事業者はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行います。

第14条（介護予防特定施設サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 介護予防特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、介護予防特定施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、介護予防特定施設サービス計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、介護予防特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、介護予防特定施設サービス計画の実施状況を把握します。

第15条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、職員がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護予防特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。
- 7 事業者は、身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

第16条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第17条（健康管理）

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

第18条（利用料及びその他の費用）

介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防特定入所者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用
 - 六 理美容代
 - 七 その他、介護予防特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において

も通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第19条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第20条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は禁煙とさせていただきます。

第21条（飲酒）

飲酒は禁止とさせていただきます。

第22条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第23条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第24条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

第25条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第26条（感染症対策）

事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

第27条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
 - 二 利用者のプライバシー保護
 - 三 食事介助
 - 四 入浴介助
 - 五 排泄介助
 - 六 移動介助
 - 七 清拭及び整容
 - 八 口腔ケア
 - 九 利用者の金銭管理
- 2 事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第28条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、利用者の同意を得た上で、情報の利用目的を特定し、その利用目的の範囲でのみ利用することとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第29条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。
 - 四 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
 - 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第31条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- 4 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画

を策定します。

第10章 その他

第32条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第33条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

- 2 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 職員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します

第34条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第35条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第36条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第37条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第38条（虐待の防止）

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- 三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- 五 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

第39条（ハラスメント対策）

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第40条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会
特定施設川俣光風園 運営規程

第 1 章 事業の目的と運営の方針

第 1 条（事業の目的）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会が開設する特定施設済生会川俣光風園（以下、「事業者」という。）が行う指定特定施設入居者介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

第 2 条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の主旨にそって、要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行います。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第 3 条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 特定施設済生会川俣光風園
- 二 所在地 福島県伊達郡川俣町字上桜 2 3 番地の 1

第 2 章 職員の職種、員数及び職務の内容

第 4 条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- 一 管理者 1 人（常勤）

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

- 二 生活相談員 1 人以上（内 1 人は常勤）

利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

- 三 介護職員 要介護者 3 名に対して 1 人（常勤換算）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

- 四 看護職員（看護師もしくは准看護師） 1 人以上（内 1 人は常勤）

利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

- 五 機能訓練指導員 1 人（常勤、兼務可能）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

六 計画作成担当者 1 人（常勤）

利用者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行います。

第3章 入所定員及び居室数

第5条（入所定員及び居室数）

特定施設に入所できる利用者の定員は75人、居室数は40室とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできません。

第4章 設備及び備品等

第6条（介護居室）

利用者の居室は原則2人部屋となります。心身の状態により同室者がいる状況での生活が難しい方については1人部屋を利用できます。居室の変更は入所者の同意を得て行いますが、緊急性あるいは感染症対策などの都合により、入所者の同意なしに変更する場合があります。

第7条（食堂）

事業者は、利用者の全員が利用できる食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

第8条（浴室）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

第9条（便所）

事業者は、各棟に便所を設けます。

第10条（機能訓練室）

事業者は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第13条（特定施設入居者生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- 2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行います。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。
- 4 事業者はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行います。

第14条（特定施設サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、特定施設サービス計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握します。

第15条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的

なものとならないよう、配慮して行います。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業者は、職員がサービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。
- 7 事業者は、身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

第16条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第17条（健康管理）

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

第18条（利用料及びその他の費用）

特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該特定入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。
 - 一 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用
 - 六 理美容代
 - 七 その他、特定施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

- 5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第19条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

第20条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は禁煙とさせていただきます。

第21条（飲酒）

飲酒は禁止とさせていただきます。

第22条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第23条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第24条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

第25条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第26条（感染症対策）

事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ります。
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 四 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

第27条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- 一 認知症の利用者への対応及びケア
 - 二 利用者のプライバシー保護
 - 三 食事介助
 - 四 入浴介助
 - 五 排泄介助
 - 六 移動介助
 - 七 清拭及び整容
 - 八 口腔ケア
 - 九 利用者の金銭管理
- 2 事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第28条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、利用者の同意を得た上で、情報の利用目的を特定し、その利用目的の範囲でのみ利用することとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第29条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
 - 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。
 - 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年2回以上）を定期的に行います。
 - 四 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。
 - 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第31条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- 4 平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

第10章 その他

第32条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第33条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

- 2 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けます。
- 3 職員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します

第34条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第35条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、福島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、福島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第36条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第37条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第38条（虐待の防止）

事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこ

とができるものとする。)を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。

二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

三 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。

四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

五 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

第39条（ハラスメント対策）

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第40条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会
養護老人ホーム済生会川俣光風園 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条（施設の目的）

社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会が設置経営する養護老人ホーム済生会川俣光風園（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という）の目的及び基本的理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、入所者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- 一 名 称 養護老人ホーム済生会川俣光風園
- 二 所在地 福島県伊達郡川俣町字上桜23番地の1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

第4条（職員の職種及び員数）

施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとします。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4項に規定するところによります。

- | | | | |
|-----|---------|------|-----------|
| (1) | 施設長 | 1名 | (常 勤) |
| (2) | 医師 | 1名以上 | (嘱託医・非常勤) |
| (3) | 主任生活相談員 | 1名 | (常 勤) |
| (4) | 生活相談員 | 1名以上 | (常勤換算) |

(5)	主任支援員	1名	(常勤)
(6)	支援員	1名以上	(常勤換算)
(7)	看護職員	1名以上	(内1名は常勤)
(8)	栄養士	1名以上	(内1名は常勤)
(9)	事務員	2名以上	(内1名は常勤)
(10)	調理員	2名以上	(内1名は常勤)

第5条（職務の内容）

施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。

2 医師（嘱託医）は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行います。

4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行います。

一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。

三 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うこと。

5 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるように支援員を指導し、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的にを行います。

6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。

7 看護職員は、医師（嘱託医）、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当します。

8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導します。

9 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務などとするほか、施設庶務を行います。

10 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当します。

第3章 入所定員

第6条（入所者の定員）

施設に入所できる入所者の定員は75人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させません。

第4章 入所者の処遇の内容

第7条（処遇の方針）

施設は、入所者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行います。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。
- 3 施設の職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。
- 4 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- 5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 6 身体的拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。
- 7 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を行う。その責任者は管理者とする。
 - 二 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
 - 三 支援員その他の職員に対し、虐待防止のための研修（年2回以上）を定期的に実施する。
 - 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
 - 五 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと。

第8条（処遇計画の作成）

処遇計画の作成は生活相談員が行います。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成します。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

第9条（相談、援助等）

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- 2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。

- 3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。
- 4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。
- 6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。
- 7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭を行います。
- 8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。

第10条（日課）

施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践します。

第11条（余暇活動）

施設長、生活相談員等は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めます。

第12条（日用品等の給貸与）

入所者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与します。

第13条（食事）

食事の提供は、栄養及び入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食	7 : 0 0	～	8 : 0 0
昼食	1 1 : 3 0	～	1 2 : 3 0
夕食	1 7 : 0 0	～	1 8 : 0 0

第14条（居宅介護サービスの利用）

施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じます。

第15条（健康管理）

施設長、医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

- 2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行います。

3 医師（嘱託医）は毎週 1 回診療に当たります。

第16条（衛生管理及び感染症対策）

施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行います。

- 一 衛生知識の普及指導
- 二 年 1 回以上の大掃除
- 三 週 2 回以上の入浴又は清拭
- 四 2 か月に 1 回以上の調髪
- 五 その他必要なこと

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- 三 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年 2 回以上）実施すること
- 四 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと
- 五 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定すること

第17条（入所者の処遇の状況に関する記録の整備）

施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存します。

- 一 入所者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 入所者からの苦情の内容等の記録
- 五 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第18条（入所者の入院期間中の取り扱い）

施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね 3 か月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第19条（入所）

施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮します。

第20条（入所時の面接）

施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めます。

第21条（退所事由）

次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡します。

- 一 利用者からの退所の申出があったとき
- 二 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- 三 利用者が病院等に入院し3か月以上経過したとき及び3か月以上の期間入院が見込まれるとき
- 四 利用者が死亡したとき

第22条（社会復帰の支援）

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めます。

- 2 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めます。

第23条（無断退所）

入所者が、無断で一日以上帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡します。

- 一 退所（推定）日
- 二 退所原因
- 三 その他必要な事項

第24条（日課の励行）

入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

第25条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、9時～16時までとします。また、消灯時間は、21時です。

第26条（喫煙）

喫煙は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は禁煙とさせていただきます。

す。

第27条（飲酒）

飲酒は禁止とさせていただきます。

第28条（外出及び外泊）

入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届出、許可を得る必要があります。

第29条（健康保持）

入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

第30条（衛生保持）

入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければなりません。

第31条（禁止行為）

入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第6章 非常災害対策

第32条（非常災害対策）

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

- 2 非常災害に備え、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し職員に周知徹底を図るため、年2回以上避難、救出その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。
- 4 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定します。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

第33条（居室）

入所者の居室は原則 2 人部屋となります。心身の状態により同室者がいる状況での生活が難しい方や、短期入所される方については 1 人部屋を利用できます。居室の変更は入所者の同意を得て行いますが、緊急性あるいは感染症対策などの都合により、入所者の同意なしに変更する場合があります。

第34条（静養室）

入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を医務室に隣接して設けています。

第35条（洗面所及び便所）

居室がある各棟に洗面所や便所を設けています。

第36条（医務室）

入所者の診療のために医務室を設け、必要な医薬品等を備えています。

第37条（支援員室）

居室に近接して支援員室を設け、必要な備品等を備えています。

第38条（職員の服務規程）

職員は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける

第39条（職員の質の確保）

施設は、職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第40条（個人情報の保護）

施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守します。

- 2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

第41条（緊急時の対応）

施設の職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告す

る義務を負います。

第42条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
- 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に（年2回以上）行うこと
- 四 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと

第43条（記録の整備）

施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

第44条（苦情処理）

施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口・第三者委員を設置するなど必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

第45条（地域との連携）

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第46条（掲示）

施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示します。

第47条（協力医療機関等）

施設は、入院及び治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第48条（勤務体制等）

施設は、入所者に対して適切な処遇を提供できるよう、職員の体制を定めます。

- 2 入所者に対する処遇の提供は、施設の職員によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

第49条（職場におけるハラスメント）

施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第50条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会と施設との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。